

福岡県公報

平成27年2月6日
第3666号

目次

告示(第87号-第96号)

○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	5
公 告		
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(教育庁教職員課)	5
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	5
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○土地改良法第95条第1項に定める者の換地計画の適否決定	(農村森林整備課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等		

(中小企業振興課) …………… 7

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) …………… 7

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の

開催 (警察本部生活安全総務課) …………… 7

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の

開催 (警察本部生活安全総務課) …………… 8

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催

(警察本部生活安全総務課) …………… 9

収用委員会

○土地収用法の規定に基づき送達すべき書類の保管 (用地課) …………… 9

内水面漁場管理委員会

○水産動植物の採捕禁止区域及び期間 (漁業管理課) …………… 10

○水産動植物の採捕禁止区域及び期間 (漁業管理課) …………… 10

正 誤

○開発行為に関する工事の完了(平成27年1月23日福岡県公報第3662

号公告)中正誤 …………… 10

告 示

福岡県告示第87号

次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名 脇之浦加入区

上新田加入区

福岡県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	中 間 巻 線	前	遠賀郡水巻町吉田西一丁目2278番3先から 遠賀郡水巻町頃末南二丁目714番7先まで	28.0 ～ 54.0	450.0
			後	遠賀郡水巻町吉田西一丁目2278番3先から 遠賀郡水巻町頃末南二丁目714番7先まで	28.0 ～ 56.7	450.0

福岡県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	三潴郡大木町大字上八院1861番1先から 三潴郡大木町大字上八院1587番1先まで	13.0 ～ 34.6	636.0
			後	三潴郡大木町大字上八院		

			後	1861番1先から 三潴郡大木町大字上八院1587番1先まで	13.0 ～ 34.6	642.0
--	--	--	---	-----------------------------------	-------------------	-------

福岡県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	田主丸黒木線	前	八女市上陽町上横山4153番1先から 八女市上陽町上横山4154番1先まで	5.0 ～ 9.1	85.0
			後	八女市上陽町上横山4153番1先から 八女市上陽町上横山4154番1先まで	7.0 ～ 11.6	85.0

福岡県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年2月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間

八女	田主丸 黒木 線	八女市上陽町上横山4153番1先から 八女市上陽町上横山4154番1先まで
----	-------------	--

福岡県告示第92号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

久留米市

2 事業の種類

城島保健福祉センター駐車場整備保全事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県久留米市城島町櫛津字近従地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である久留米市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成26年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

久留米市では、平成20年4月の中核市移行に伴い、保健・健康づくり施策について、全ての市民のライフステージに応じた健康の保持・健康づくりの支援を一元的

に推進していくため、保健所を核とした体制を整備したところであり、保健師等の専門職を中心として、庁内外の保健・福祉・医療に関わる部局及び機関との新たな連携を構築しているところである。

城島保健福祉センターは、住民の保健・福祉に対する認識の再構築の場として、また、地域住民に必要な保健・福祉サービスを迅速かつ効率的に提供できる保健・福祉の拠点機能を備えた施設として、平成21年4月に整備されたものである。さらに、こうした保健・福祉サービスの機能だけでなく、生涯スポーツの普及・日常化、地域住民の交流を深める総合的な機能を兼ね備えており、現在、全ての地域住民の健康で活力ある生活の支援、身近で気軽に楽しめる生きがい・健康づくり、スポーツレクリエーション等を通じ、各世代間交流及びふれあいの場として活用されている。

また、城島地域は公共交通機関が1時間に1本の路線バスのみであり、自家用車等を使用して本件施設を訪れる利用者が大半であるため、駐車場がない場合、無断駐車等により近隣の施設、住民に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、本件施設の建設と同時に駐車場の整備を行っているところ、駐車場の一部については、民有地であり、平成21年度から単年度の借地契約を締結して使用している。

本件事業は、土地使用貸借契約を締結し借地で対応していた城島保健福祉センター駐車場の一部の用地について、土地所有者と使用貸借期間の更新の協議が整わないことから、地域住民の交流及び健康増進を推進する本件施設の駐車場の永続的な利用を確保するため、久留米市で用地を取得することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、城島保健福祉センターのスムーズな運営を図ることができ、地域住民の交流、健康増進や健康維持等に大きく寄与するなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられないため、軽微なものであると認められる。

ウ また、本件事業は既に施行している事業用地を買収により保全するものであり、当該駐車場を整備するに当たっては、近接している土地を取得し駐車場として

整備する案も考えられるが、造成工事及び家屋の移転補償費等が必要になることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると、本件事業に係る起業地を保全することが最も合理的であると認められる。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、城島保健福祉センターのスムーズな運営を図ることができ、地域住民の交流、健康増進や健康維持等に大きく寄与できることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、久留米市から申請のあった城島保健福祉センター駐車場整備保全事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

久留米市役所城島総合支所（市民福祉課）

福岡県告示第93号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町久木原字葛平840の1、840の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字葛平840の1・840の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第94号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町久木原字葛平951の1、965の1、970、星野村字西嶽1578、1598、1600、1603

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字葛平951の1・965の1・970（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 ）、字西嶽1578・1598・1600・1603（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月25日福岡県告示第536号福岡都市計画道路事業3・4・9号福岡駅前線及び福岡都市計画道路事業3・4・1号宗像福岡線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間
平成16年10月1日から平成30年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成23年3月25日福岡県告示第536号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年4月27日福岡県告示第779号岡垣都市計画道路事業3・5・8号海老津白谷線、岡垣都市計画道路事業3・5・8号海老津白谷線（駅南側広場）及び岡垣都市計画道路事業8・7・1号海老津駅自由通路線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間
平成23年4月27日から平成29年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成23年4月27日福岡県告示第779号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
平成23年4月27日福岡県告示第779号の事業地に同じ

公 告

公告

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年2月6日

福岡県教育委員会

- 1 意見募集期間
平成27年2月6日から平成27年3月9日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育企画部教職員課に備え置きます。

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条

の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山本豊田地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成27年2月6日から 平成27年3月9日まで	久留米市役所

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年1月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ぐらしのユートク久留米店
(2) 所在地 久留米市諏訪町字中牟田1807-2

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変 更 前	変 更 後
1,499.00㎡	1,320.68㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時間	閉店時間	開店時間	閉店時間
祐徳自動車株式会社	午前10時00分	午後8時00分	午前9時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分～午後8時30分	午前8時30分～午後10時30分

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の換地計画を平成27年1月27日付けで適当であると決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
嘉穂郡稲築町辻地区土地改良事業共同施行	換地計画書の写し	平成27年2月6日から 平成27年3月9日まで	嘉麻市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市石崎三丁目37番60及び37番84から37番93まで並びにこれらの区域内の道路である市有地37番49の一部並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

太宰府市大字内山536番地の3

木本建設 株式会社

代表取締役 木本 國雄

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字乙犬字中園59番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡篠栗町大字乙犬70番地1
関 俊昭

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営みやこ地区土地改良（暗渠排水）事業変更計画書の写し	平成27年2月6日から 平成27年3月9日まで	みやこ町役場

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ゆめタウン大牟田（本棟）
(2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年2月6日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ゆめモール柳川
(2) 所在地 柳川市柳川駅東部土地区画整理事業区域内37街区4画地
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公安委員会**福岡県公安委員会告示第36号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年2月6日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成27年3月27日（金） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第37号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年2月6日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成27年3月19日（木） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署 会議室	戸畑警察署
平成27年3月20日（金） 午後1時30分～午後4時30分	糸島市前原中央一丁目6番1号 糸島警察署 会議室	糸島警察署
平成27年3月27日（金） 午後1時30分～午後4時30分	小郡市大板井234番地1 小郡警察署 会議室	小郡警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第38号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成27年2月6日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年4月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成27年4月9日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成27年4月16日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年4月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

- 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第13号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成27年2月27日をもって当該書類の送達があったものとみなされます。

平成27年2月6日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成24年度福収権第11号事件及び平成24年度福収明第11号事件

2 事業名

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

3 送達を受けるべき者

豊前市大字松江638番9及び同638番11所在の収穫樹の所有者

宇吹峰子、大山和徳、尾崎易子、上玉利ツル子、河野誠、末並公俊、友松仁美、長田あゆみ、丸山廣子、吉清水倫子及び吉本梢

4 送達すべき書類

平成27年1月28日付け24福収第19号-88、24福収第20号-88「裁決書正本の送達について」

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第4条に基づくしろうおやなによる採捕、同規則第43条に基づく試験研究等の採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

平成27年2月6日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田 善和

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線

ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

平成27年3月1日から平成27年5月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成27年2月6日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田 善和

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰上流端より上流20mから同堰下流端より下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

平成27年3月1日から平成27年5月19日まで

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
27・1・23	3662	公告		12		○	後ろから5		古賀市花見東七丁目 [○] 1925番22、 [○] 1925番209及び [○] 1925番212から1925番234まで	古賀市花見東七丁目 [●] 1295番22、 [●] 1295番209及び [●] 1295番212から1925番234まで